

鉾田市まちづくり計画変更計画（素案）に対する
意見募集（パブリック・コメント）結果と意見に対する市の考え方について

令和8年1月28日

1 実施概要及び結果

（1） 実施期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月13日（火）まで

（2） 周知方法

- ・鉾田市役所政策企画部政策秘書課窓口
- ・旭市民センター総合窓口グループ窓口
- ・大洋市民センター総合窓口グループ窓口
- ・市ホームページ、市広報等

（3） 意見提出方法

- ・持参又は郵送
- ・ファクシミリ
- ・電子メール
- ・いばらき電子申請・届出サービス

（4） 意見数

3件（1名）

2 意見の概要と市の考え方

No.	意見の内容	市の考え方
1	この地域がどういう土地であるかと言うことを把握した上で、この地域の理想としてあるべき姿を、先ず表わすべきだろう。その上で、人口はどう推移するのが良いか、現状としての地域の土地利用構造、職業別、年齢別構造を把握すること。またその目標値を求め、その為の実施要項を捉えておくべき。	<p>鉾田市まちづくり計画につきましては、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)に基づき、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、新市の将来像と主要施策を明らかにするために策定したものであります。本変更計画においては、その基本方針などの根本的な考え方は維持することとし、計画期間の延長に伴う必要最低限の変更を行う方針としております。</p> <p>なお、本市が目指す将来像と将来の目標を明らかにする行政運営の指針として、現在は第2次鉾田市総合計画に基づいた市政運営を進めております。</p> <p>ご意見につきましては、今後の市政運営の参考とさせていただきます。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございました。</p>
2	過去の都会からの別荘需要に応じた結果の農地の蚕食状況を改善すること。その策として、高齢者を福祉的に容易にすべく集合住宅への移住促進。また、空家対策としての地方税改定も可能であれば。結果として農地の拡大、不要狭小道路の農地への復元がおこなえるのではないか。	<p>鉾田市まちづくり計画につきましては、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)に基づき、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、新市の将来像と主要施策を明らかにするために策定したものであります。本変更計画においては、その基本方針などの根本的な考え方は維持することとし、計画期間の延長に伴う必要最低限の変更を行う方針としております。</p> <p>ご意見につきましては、今後の市政運営の参考とさせていただきます。</p> <p>貴重なご意見ありがとうございました。</p>
3	2011.3.11.の東日本大震災の時には、多くの家屋に被害が出た。また地下水にも異変が起きた。地表の道路も表面的に変化は現れなくとも、脆弱になったところが多いように見受けられる。大きな地震が再来すれば、脆弱な土地、家屋、設備など、人間を含めて大きな影響を受けるだろう。その対策を講じておくことは必須事項である。	<p>鉾田市まちづくり計画につきましては、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)に基づき、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図り、新市の将来像と主要施策を明らかにするために策定したものであります。本変更計画においては、その基本方針などの根本的な考え方は維持することとし、計画期間の延長に伴う必要最低限の変更を行う方針としております。</p> <p>なお、災害への取組に対しましては、主に自然災害への平時の備えに視点を置いた国土強靭化計画、災害発生後の応急対策・復旧等を定めた地域防災計画を策定し、安全・安心なまちづくりの推進に取り組んでまいります。</p> <p>ご意見につきましては、今後の市政運営</p>

		の参考とさせていただきます。 貴重なご意見ありがとうございました。
--	--	--------------------------------------